

## 鹿児島県工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、鹿児島県工事検査規程第11条に基づき、鹿児島県が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、原則として次に掲げる工事以外の工事を対象とする。

- (1) 砂利等の散布のみの工事
- (2) 側溝清掃及び道路等の降灰除去、崩土除去の工事
- (3) 造園（緑地）等の維持管理の工事
- (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事
- (5) 道路側帯及び河川等の伐採、除草の工事
- (6) 仮設物の設置・撤去の工事
- (7) 河川の中洲、寄洲除去の工事
- (8) 当初請負金額が500万円未満の工事

### (評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、施工体制、施工状況、出来形、出来ばえ等について行うものとする。

### (評定者)

第4条 工事成績の評定者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 検査員 検査員とは鹿児島県工事検査規程(昭和55年6月30日訓令第8号)第3条第1項に規定する者とする。
- (2) 総括監督員 総括監督員とは鹿児島県建設工事請負契約書（平成9年3月31日）第9条に規定する監督職員とする。
- (3) 監督員 監督員とは鹿児島県建設工事請負契約書第9条に規定する監督職員とする。

### (評定の方法)

第5条 評定は工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者ごとの的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、別途定める工事成績評定表により行うものとする。

### (評定結果の報告)

第6条 検査員は、工事検査を終了したときは、評定の結果を速やかに契約担当者（鹿児島県契約規則第2条に規定する契約担当者とする。以下同じ。）及び検査を命じた者に報告するものとする。

- 2 契約担当者は、工事成績一覧表を土木部長に報告するものとする。

(評定結果の通知及び修正)

第7条 契約担当者は、検査員から受けた評定結果を、別途定める工事成績評定通知実施要領に基づき請負者へ通知するものとする。

2 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該工事の評定を修正する必要があると認めるときは、速やかに評定を修正し、当該工事の請負者に通知しなければならない。ただし、当該工事の完成日から5年を経過したときは、この限りでない。

(1) 工事成績評定表の法令遵守等で評価する適応事例(以下「適応事例」という。)があったこと又は無かったことを知ったとき。

(2) 適応事例に関して、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく指名停止、文書注意(要綱第12条に基づいて書面で行われる警告又は注意の喚起)若しくは口頭注意(要綱第12条に基づいて口頭で行われる警告又は注意の喚起)が行われたこと又は変更されたことを知ったとき。

(3) 工事目的物に瑕疵があり、請負者に対して瑕疵の修補若しくは損害の賠償を請求したとき又は請負者の責めに帰すべき事由により工事が完成していないことを知ったとき。

3 前項の規定による評定は、これを請負者に通知した時からその効力を生ずる。

(評定結果の公表)

第8条 契約担当者は、評定結果を別途定める工事成績評定公表実施要領に基づき公表するものとする。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年4月1日以降の検査分から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日以降の入札執行分から適用する。

附則

この要領は、平成29年1月1日から適用する。

2 この要領の適用後、平成29年3月31日までに完成する工事のうち、第2条の規定により評定が行われない工事の請負者が、工事完成時に、契約担当者に対して評定をすべきことを請求した場合、当該工事の評定に係る手続きについては、なお従前の例による。